第 1720 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2001年)平成13年 1月 11日 木曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 従業員社宅の家賃

Q：借上住宅を従業員の社宅として貸与しようと思っているのですが、どれだけの家賃を従業員から徴収すれば給与課税の対象とならないのでしょうか。

A：固定資産税の課税標準額をベースに算定した賃貸料相当額の５０％以上を徴収していれば、給与として課税されることはありません。

【解説】

使用人に貸与する社宅については、その社宅が借上げのものであっても、自社所有の社宅であっても、次の算式で賃貸料相当額を計算します。

賃貸料相当額（月額）＝(1)＋(2)

(1) 家賃相当額＝①×0.2％＋12円×$\frac{\text{家屋の総床面積（㎡）}}{3.3\text{（㎡）}}$

①‥その年度の家屋の固定資産税の課税標準額

(2) 地代相当額＝②×0.22％

②‥その年度の敷地の固定資産税の課税標準額

会社が使用人から上記算式で計算した金額の50％以上を家賃として徴収していれば、給与として課税されることはありません。

一方、会社が徴収した家賃が上記算式の50％未満であれば、上記算式で計算した金額－徴収額が給与とされますので、注意してください。